

【就労目的で在留が認められる外国人に係る職業紹介事業の取扱範囲等 変更届出 書類一覧】

申請様式は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **2部**（労働局提出用、事業主控）の **計3部**
 添付書類は、正本 **1部**（厚生労働省提出用）、写し **1部**（労働局提出用）の **計2部** をご提出ください。

※法人の登記事項全部証明書については、添付を省略することができるようになりました。

| 変更の箇所 | 提出書類と注意事項 |
|------------------|---|
| | <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第6号） |
| 定 款 の 事 業 目 的 | <input type="checkbox"/> 定款又は総会議事録 ※事業目的の中で「 外国人技能実習に係る職業紹介 」に限定している場合は、以下の事業目的に変更する必要があります。 ① 特定技能外国人を含めた高度専門職・特定活動等の外国人を紹介する場合 ・事業目的の中で「 出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介 」が読み取れる内容であること ② 特定技能外国人のみを紹介する場合 ・ 特定技能外国人に係る職業紹介 ※既に提出済みの定款に変更が無い場合は不要 （例）事業目的において「 職業紹介事業 」のみ記載がある場合等 |
| 取 次 国 取 次 機 関 | <input type="checkbox"/> 取次機関及び事業者の業務分担について記載した 契約書 その他事業の運営に関する書類（外国語及び日本語訳） <input type="checkbox"/> 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可を受けている場合は、その許可証の写し）（外国語及び日本語訳） ※特定技能の在留資格について、相手先国によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続が定められている場合があるので、出入国在留管理庁のホームページを確認すること。 <input type="checkbox"/> 取次機関に関する申告書（通達様式第10号） <input type="checkbox"/> 相手先国を新たに加える場合は、その国の関係法令（外国語及び日本語訳） ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ |

上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

※提出は不要ですが『業務の運営に関する規程』を変更し、事業所へ掲示していただく必要があります。

~~有 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

書類の提出年月日

①令和〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく

有料の場合は5. 以外を抹消
無料の場合は6. 以外を抹消

②申請・届出者 氏名 協同組合 広島労働局

だいひょうりじ ひろしまじろう
代表理事 広島 次郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

| | |
|-------------------|--|
| ③許可・届出番号 | 34-特-〇〇〇〇〇〇 |
| (ふりがな) ④氏名又は名称 | きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく 協同組合 広島労働局 |
| (ふりがな) ⑤所 在 地 | 〒 7 3 0 - 0 0 1 3 電話 0 8 2 (〇〇〇) 〇〇〇〇 ひろしまけんひろしましなかくほっちょうぼり |
| | 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 |
| ⑥事業所 | (ふりがな) 名称 きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく むりよゆしよくぎょうしやうかいしよ 協同組合 広島労働局 無料職業紹介所 |
| | (ふりがな) 所在地 ひろしまけんひろしましなかくほっちょうぼり 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 △△ビル4階 |

| | | |
|--------------------|--|-----|
| ⑦変更事項 | ① 取次国の変更 ② 取扱職種の範囲等の変更 | |
| ⑧変更前 | ① 取次国の削除 中華人民共和国 ② 出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に係る職業紹介 | |
| ⑨変更後 | ① 取次国の追加 フィリピン共和国 ② 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留 が認められる外国人に係る職業紹介であり、求人者は組合の組合員に 限定する。 【定款等で特定技能に限定する場合の記載例】 ・国外においては、特定技能外国人に係る職業紹介であり、求人者は 組合の組合員に限定する。 | |
| ⑩取扱職種の 範囲等 | 国内・全職種 フィリピン共和国 国外においては、出入国管理および難民認定法に基づき就労目的の 在留が認められる外国人に係る職業紹介であり、求人者は組合の組合 員に限定する。 | |
| ⑪変更(廃止)年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日（契約締結年月日） | |
| ⑫職業紹介責任者 | 氏 名 | 住 所 |
| ⑬変更(廃止)理由 再交付理由 | 出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる 外国人に係る職業紹介を行うため | |
| ⑭備 考 | 担当者：総務係長 〇〇 〇〇 TEL (082) 000-0000 | |

記載内容については、
「外国人を紹介する場合の取扱職種記載例」を参照

⑩は変更後の現在の状況
を記載してください。

申請は事後報告となるので、⑪の
年月日以降にご提出ください。
(変更後10日以内)

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

取次機関に関する申告書

提出日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

②申請者

(ふりがな) ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり
住所 広島県広島市中区八丁堀5-7

(ふりがな) きょうどうくみあい ひろしまろうどうきょく
氏名 協同組合 広島労働局
だいひょうりじ ひろしま じろう
代表理事 広島 次郎

下記の事務所に係る取次機関については、以下の要件を満たしていることを申告します。

1. 当該国において事業を合法的に実施することが認められていること。
2. 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けていないこと。

記

| | |
|---------|-----------------------|
| 事業所の名称 | 協同組合 広島労働局 無料職業紹介所 |
| 所在地 | 広島県広島市中区八丁堀〇-〇 △△ビル4F |
| 取次機関の名称 | 中国国際〇〇△△合作有限公司 |
| 住所 | 中国遼寧省大連市〇〇区〇〇-〇〇号-〇〇 |
| 事業内容 | 海外人材派遣 |

ビル名・階数まで記入してください。

業務提携の締結を行った
送り出し国の取次機関を
記入してください。
名称・住所は許可証（ライ
センス）の日本語訳の通り
に記入してください。

取次機関の許可証にある事業内容を
記入してください。

第1 求 人

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリ或利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリ或利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

実際の取次国及び取次機関を記入してください。

なお、取次国及び取次機関が複数ある場合にはそのすべてをお書き下さい。

第2 求 職

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者が○○国在住の場合は、当初の○○国の取次機関である◎◎◎を経由し、所定の求職票により、郵便、ファクシミリ又は電子メールにてお申し込みください。
求職者が各在留資格に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、各在留資格の範囲内において、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者が○○国在住の場合は取次機関である◎◎◎を経由し求職者の方に、求職者が各在留資格に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリ或利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリ或利用、電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、求職者が○○国在住の場合は取次機関である◎◎◎と本所にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が各在留資格に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

令和4年10月1日施行

- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、（例）国内・全職種。○○国においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介であり、求人者は組合の組合員に限定する。
- 7 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

事業所における取扱職種と取扱地域を記載。
（様式第6号⑩欄の内容）を記載。

年 月 日

代表者 ○○ ○○○